

○野口委員長 それでは、ちょっと定刻前なのですが、皆様おそろいになったということなので、ただいまから第9回社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、事務局様より、会議形式の説明と、本日の委員の出席状況について御説明をよろしくお願いいたします。

○日野介護保険計画課長 介護保険計画課長でございます。

本日は、前回同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

続きまして、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

本日は、委員16名全員の御出席をいただいております。

また、事務局からの出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございますが、古元老人保健課長は、急遽公務のため欠席いたします。

以上でございます。

○野口委員長 ありがとうございます。

続きまして、議事に入る前に、資料及びウェブ会議の運営方法の確認をさせていただきます。事務局様から御説明をよろしくお願いいたします。

○日野介護保険計画課長 最初に、資料の確認をさせていただきます。

電子媒体でお送りしています資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページに掲載しております。

まずは、議事次第と委員名簿がございます。

次に、資料として「介護分野の文書に係る負担軽減について」という資料。それと、別紙として「総合事業の指定申請書等の様式例」を御用意させていただいております。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

以上です。

次に、ウェブ会議における発言方法等について確認をさせていただきます。御発言される場合は、前回同様、Zoomの「手を挙げる」の機能を御使用いただき、挙手をお願いいたします。事務局において画面を確認し、野口委員長に指名させていただきますので、指名に基づき御発言をいただくようお願いいたします。

挙手しているにもかかわらず、発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場

合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能や実際の挙手で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能ですが、原則としては、Zoomの挙手機能にて意思表示をお願いいたします。なお、チャット機能等で記載いただいた内容については、ウェブ画面及び配信動画においても表示されますので、御承知おきください。

以上です。

○野口委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

議題1の「中間取りまとめを踏まえた取組の進捗について」です。

改めてになりますが、本専門委員会では、令和元年12月4日に中間取りまとめを行い、「簡素化」「標準化」「ICTの活用」という3つの視点に立ち、文書負担軽減に資する取組を整理させていただきました。

本日も、中間取りまとめを踏まえた取組の進捗について議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局様より資料の説明をよろしく願いいたします。

○福田総務課長補佐 ありがとうございます。

それでは、資料「介護分野の文書に係る負担軽減について」を御覧いただければと思います。

まず、1ページ目でございますが、こちらは、生産性向上の取組の全体像のイメージでございます。

青い部分が、本専門委員会で検討を行っております行政に提出する文書の取組を表しておりまして、令和3年度にウェブ入力・電子申請システムを構築し、令和4年度下期頃からの運用開始を予定しております。

その下の赤い帯は、事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減の取組を表しております。ICTの活用によるペーパーレス化を促進するため、令和3年度介護報酬改定では、電子署名の活用や文書の電子保存が可能であることを明確にしたところでございますが、ほかにもケアプランデータ連携システムの構築を進めております。

その下の緑色の帯が、事業者のICT化や生産性向上を下支えする施策を表しております。ICT導入支援事業での費用補助やICT導入の手引きの改訂、介護ロボット導入の促進についても取り組んでおり、こういった施策により介護現場の負担軽減を図ってまいります。

なお、ICT導入支援事業、介護ロボットの導入支援については、参考資料として最後に資料をおつけしておりますので、適宜御参照ください。

2ページ目に移ります。こちらは、本専門委員会の概要となります。

続いて、3ページ目をお願いします。こちらは、中間取りまとめでお示しいただいた負担軽減策の一覧で、本日の議題を赤枠で囲んでおります。

続きまして、4ページ目でございます。本日の資料の構成で、これまでの取組の状況、ICT化、簡素化・標準化の順番で御説明させていただきます。

6 ページに飛んでいただければと思います。これまでの取組といたしまして、令和4年度のインセンティブ交付金の文書負担軽減に関する評価指標をまとめております。こちらは、令和3年3月にお示しした文書負担軽減の取組項目を反映させております。

続いて、7 ページです。こちらがその評価結果です。

例えば、項目アの押印の見直しについては、都道府県、政令指定都市・中核市では約95%、一般市町村でも80%以上の実施率となっております。

また、項目オ、令和3年度介護報酬改定で明確化いたしました、運営規程への職員の員数の記載方法について、「〇人以上」と記載することを認めるという取扱いについては、都道府県、政令・中核市は100%対応しております。

このように各自治体の皆様の取組が進んできておりますので、引き続き、インセンティブ交付金などにより、自治体の取組を後押ししてまいりたいと思います。

続きまして、9 ページを御覧ください。こちらは、電子申請・届出システムの構築についてでございます。

図にありますとおり、介護サービス情報公表システムを改修して、指定申請の機能拡張を予定しております。こちらによって、紙から電子化というものを実現したいと思っております。

なお、システムの構築に当たっては、ISMAPの登録クラウドサービスを利用し、また障害等に備えたシステムの冗長化を行いまして、システムのセキュリティや信頼性の向上を図ります。

次に、10 ページを御覧ください。主な機能の概要について御説明いたします。

今回の電子申請機能は、新規の指定申請でも利用可能といたしますので、デジタル庁が所管しておりますG BizIDによるログインを想定しております。

2 番目、介護サービス事業所は、ウェブ上で指定申請の申請書と付表の内容についてウェブ入力をし、それ以外の平面図とか勤務形態一覧表などのファイルは添付いたしまして、自治体に申請いたします。

3 番目、事業所から申請や届出がなされると、自治体に通知が行きます。自治体は、提出された申請書等を画面で確認し、ダウンロード、印刷ができます。

4 番目、事業所台帳管理システムへの入力連携です。自治体側のシステムである事業所台帳管理システムを改修していただくことによって、ウェブ入力した内容をシステム間で連携できるようにいたします。

5 番目、指定権者が受け付けをしたことをサービス事業所へ通知したり、不備があった場合に差し戻しができるようにいたします。

最後、6 番目です。指定申請機能で登録された事業所情報については、情報公表用の報告データを登録する際に、データをプリセットできるようにいたします。

このような機能を持つ電子申請・届出システムの構築を現在進めているところでして、11 ページ、次のページが開発中の画面イメージとなります。

続きまして、12ページ、今後のスケジュール案を御説明させていただきます。

参加自治体を今後募集いたしまして、利用開始に当たっての自治体内での運用準備、そしてシステム上の調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定しております。その後、段階的に参加自治体を拡大してまいりたいと思います。

以上がICTに関する御報告でございました。

続きまして、14ページ、簡素化・標準化についてを御覧ください。本日は、こちらに記載の3点について御説明させていただき、委員の皆様のお意見をいただければと存じます。

まず、16ページ、様式例の整備（加算の添付書類等）について御覧ください。

前回の専門委員会の資料でございますが、令和3年度介護報酬改定において新設した加算については、添付すべき書類を定めるなどの対応を行ったところですが、既存の各種加算については、様式の有無、添付書類の範囲などについて実態を把握しながら、必要な対応を検討するとしていたところでございます。

続いて、17ページが今回の対応案でございます。大きく3つの対応案がございます。

対応案1は、国として加算の届出書の様式例を作成していないけれども、自治体が独自に届出書を作成している一部の加算について様式例を作成してはどうか。併せて、前回の専門委員会で御要望のありました処遇改善加算の変更届についても、押印欄がない形での様式例を作成してはどうかというものでございます。

対応案2です。こちらは、加算の添付書類としても、自治体・事業者双方にとって負担が大きいのと思われる勤務形態一覧表につきまして、既に事業所において使用している独自の勤務割表をもって添付書類として差し支えないとしているところでございますが、依然として勤務形態一覧表の様式例でなければ駄目ですとしている自治体様もございまして、改めてこの取扱いを徹底するよう周知してはどうか。

また、前年度または前3か月の介護福祉士割合のように、一定期間における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっております加算については、各事業所の独自の勤務割表を補足する資料といたしまして、割合の計算根拠を示す参考様式を別途作成することとしてはどうかというものでございます。

なお、こちらについては、自治体を示す勤務形態一覧表を作成して提出する場合には添付を要しないこととするなど、事業所の負担増とならないように配慮した上で行いたいと思っております。

続いて、対応案3です。こちらは、簡素化の案といたしまして、加算の各要件を満たす場合に、根拠資料を添付することとしているものについては、処遇改善加算の対応を参考にして、「要件を満たすことが分かる根拠資料を準備し、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出すること」と変更する案を考えました。

ですが、事前に自治体の皆様に意見伺いをしたところ、事業所が誤った解釈により届出を行い、過誤調整が増加することを懸念する意見が寄せられました。そのため、今回の対応案といたしましては、今後、加算の届出時の不備の発生状況等の実態を把握し、不備の

多い加算の種類や要件、不備の内容を明らかにした上で、不備の少ない加算については、添付書類の簡素化を進めることなどを検討してはどうかとしております。

また、自治体への意見伺いでは、加算の制度が複雑なので、シンプルにすべきといった御意見もあり、また、昨年度の介護給付費分科会でも、加算が複雑で事務処理も煩雑なため、人材不足や事業の効率化の視点からも見直しを図るべきといった御意見があったことも踏まえまして、加算ごとの必要性や加算の要件が適切かどうかについて、文書負担軽減の観点からも検討が必要ではないかとしております。

18ページ以降は、今回の対応案についての御説明資料です。

まず、18ページに加算の届出に関する書類の現状をお示ししております。

こちらにございますとおり、加算の届出は、まず、①として、体制等状況一覧表という、その事業所がどの加算を取得しているかというのを一覧にしたものと、事業所の基本情報を記載した届出書があり、この①は、どの加算についても必ず必要となる書類でございます。

これに加えて、設備に係る届出の場合は平面図、人員配置の状況に係る届出の場合には勤務形態一覧表の添付が必要となっております。

さらに、特定事業所加算などの一部の加算については、それぞれの届出書の様式が定められておまして、その上、その届出書の備考欄に、「各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる資料も提出してください」と記載している場合があるというのが現状でございます。

続いて、19ページでございます。こちらは、国が様式例を示している加算ごとの届出書の一覧でございます。現在、40種類以上の届出書の様式例をお示ししております。

続いて、20ページでございます。一方で、こちらに記載のように、中重度者ケア体制加算とか認知症専門ケア加算のように、国としては届出書の様式例を出していないのですが、要件を確認するために自治体が独自に届出書を作成したり、参考様式を作成したりしている加算がございます。

21ページを御覧ください。こちらがその具体例です。

中重度者ケア体制加算は、指定基準以上の人員配置を求めているほか、要介護3～5の方の割合が利用者全体の30%以上であることという要件がございます。この要件を確認するために、A自治体では独自の届出書を作成している一方で、B自治体では参考様式という形で、要介護3～5の方の割合を確認するための根拠資料を求めています。それに加えて、職員の加配を確認する資料と、さらに勤務形態一覧表も求めているという実態がございます。

このような状況でございますので、前の20ページに記載いたしました、利用者の状況が要件となっている加算を中心に、加算の届出書の様式例を整備してはどうかと考えております。

続きまして、22ページ、御覧ください。こちらは、要件を満たすことの根拠資料として、

自治体が添付を求めている書類を類型化したものでございます。

この中でも、特に従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の作成・確認が、事業者・自治体双方の負担になっていると考えられますので、この資料の取扱いを簡素化・効率化したいと考えております。

23ページを御覧ください。

こちらが対応案2について御説明したものでございまして、右側のA自治体が作成している参考計算書のような様式例を新たに作成してはどうかと考えております。

以上が加算の添付書類に関する御説明です。

続いては、26ページを御覧ください。総合事業の指定申請の様式例の整備です。

前回の専門委員会で、従前相当サービスとサービスAについて様式例の作成を行うこととしておりましたので、別紙資料のとおり様式例を作成しましたという進捗状況の御報告となります。総合事業につきましては、令和3年度の冒頭に御説明した電子申請届出システムの改修対象にはなっておりませんでした。令和4年度にこの様式例をベースに改修を行いまして、総合事業も電子申請届出を可能にしたいと考えております。

最後に、29ページ、実地指導の時期の取扱いについてです。

こちらは、前回の専門委員会で、介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針を踏まえた実地指導マニュアルの改訂を行い、さらなる標準化・効率化に資する取組を推進するとともに、指導形態を見直し、事業所の運営状況により実施頻度についてメリハリをつけるとしたところでございます。その方針を踏まえまして、こちらに記載のように、関係通知の改正を行うことを検討しております。

まず、「実地指導」という名称を「個別指導」に変更し、その内容は、①から③、介護サービスの実施状況指導、最低基準等運営体制指導、報酬請求指導の3つであることを明確化いたします。①は、施設・整備や利用者等の状況を確認するため、現場に行くことが前提となりますが、②、③については、事業者の負担増にならないよう十分に配慮した上で、オンライン会議システム等を活用することが可能であるということを明記し、メリハリをつけた個別指導の実施を可能としたいと思います。

その上で、個別指導の実施頻度は、原則、指定等の有効期間内に少なくとも1回以上、施設サービス・居住系サービスについては、現行の実施状況を踏まえまして3年に1回以上の頻度で実施することが望ましいことといたします。

また、個別指導の標準化・効率化の観点から、標準的な確認すべき項目・文書による実施や、事務受託法人の活用などを明記するというものとなります。

私からの御説明は以上となります。ありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。Zoomの下側のバーのところにある「リアクション」ボタンを押していただくと、そこに「手を挙げる」という機能がございまして、御発言のある委員の先生はそこから手を挙げていただければと思います。

いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 ありがとうございます。全国介護付きホーム協会の顧問をしております遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の御説明を受けての意見を述べさせていただきます。

まず、これまでの取組につきまして、自治体における簡素化・標準化の実施率が着実に進展していることが確認できました。多くの自治体で押印がなくなり、文書の簡素化が進むことで現場の作業量・文書量が削減され、負担軽減につながっていることを実感しております。これは、本委員会における議論を踏まえた厚生労働省の取組の成果であり、深く感謝申し上げたいと思います。インセンティブ交付金の活用を継続して、実施率の低い項目の原因分析を進めていただき、今後、さらに実施する自治体が増加するよう、ぜひ引き続きのお取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、ICT化についてでございます。指定申請、変更、加算の届出に関する電子申請化が、いよいよ令和4年度からスタートできることは、介護行政手続におけるデジタル化の第一歩として大変評価できると思います。参加する自治体の調整事項が多く、どれだけの参加が見込めるのかについて、少し不安もありますので、参加する自治体に対するインセンティブを検討してはいかがでしょうか。

また、これまでの委員会で提案してまいりましたシステムの機能拡大につきまして、次の3点を御検討いただければ幸いです。

1点目は、複数の事業所を運営する事業者が、自治体間のデータ共有化によって、例えば代表者の変更があったときには、この手続が1回で完了する。すなわち、ワンストップの実現を、また次のステップで考えていただきたいと思います。

2点目は、電子申請化の対象拡大です。令和4年度には総合事業まで対応予定とのことです。これが例えば老人福祉法の届出まで拡大できれば、さらに事業者の負担が軽減されると思います。

3点目は、高い頻度で事業者の事務負担となっている事故報告書についてです。過去の委員会でも申し上げてきましたが、この事故報告書の提出についても、ICT化の実現に向けて進んでいただきたく存じます。事故報告書の様式は既に標準化されていると思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

次は簡素化・標準化についてです。

まずは、標準化について、資料17ページ①ですが、自治体が独自に作成している添付書類については、国が標準様式を作成すべきと考えます。行政提出文書については、いわゆるローカルルールを解消していくべきと考えています。

標準化の②ですが、勤務形態一覧表について、現場が一番困っているのは、自治体の独自様式に書き換えるよう求められることです。事業者の独自書式が認められることを自治体にもっと周知していただき、計算根拠資料を添付するというルールにしていいただければ

と思っています。

それから、簡素化の③です。事業者としては、可能な限り簡素化を要望しますので、根拠資料が準備のみで提出しないルール化というのを基本にしてほしいと思います。

ただし、先ほど御説明がありましたとおり、過誤調整による自治体の負担にも配慮が必要だと思しますので、まずは不備発生の実態調査をしていただいて、その結果を踏まえて検討を進めてはいかがでしょうか。

また、基本的に、これまでの介護行政においては、事業者に対する事前規制を重視する流れが20年続いてきたと思います。これからは、介護業界も事業者自身が規律性を向上させ、行政は実地指導などにより事後規制する制度に移行し、ルールに違反した事業所については、しっかりと対処していくという形に徐々に転換すべきではないかと考えております。

最後になります。本委員会で検討している介護分野の文書負担軽減に関する取組は、まさに持続可能な介護保険制度を実現するために大変重要な議論だと思っています。これまでも成果が出ておりますが、本日御提案しましたICT化の機能拡大などのテーマを引き続き議論するために、本委員会をぜひ次年度も継続していただきたいと要望いたします。

御清聴ありがとうございました。

○野口委員長 遠藤委員、どうもありがとうございました。

3つの視点について、それぞれ多岐にわたる、非常にディテールな御示唆をいただき、どうもありがとうございました。

すみません、清原委員と柘田委員、どちらが先か分からないので、清原委員、先にお願ひします。

○清原委員 皆様、新年おめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。ただいま遠藤委員が御指摘いただいた論点と重なるところがございますが、私からも発言させていただきます。

まず、1点目、7ページに「令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の結果」を拝見しまして、いわゆるインセンティブ交付金の一定の活用が図られて、文書簡素化につきましても実施率が高まっていることが見受けられます。ただ、実施率が100%になるということだけが大事ではないのではないかと、幾つかの項目から感じています。すなわち、コロナ禍の自治体の状況、事業者の皆様も踏まえて考察する必要があるかもしれませんので、この評価表を見る際、必ずしも100%でないところにこそ注目して、適切な対応が必要ではないかと受け止めました。いずれにしましても、適切な支援となるいわゆるインセンティブ交付金の継続を願っているところです。

2点目に、9ページ以降の「ICT化」について申し上げます。これは、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるためのシステム改修でございまして、まさにコロナ禍において、対面を伴わないで済むという1点を取っても



有効だと思います。

また、先ほど御説明いただきましたように、ISMAP登録クラウドサービスの利用でありますとか、障害等に備えたシステムの冗長化等を行って、何よりもシステムのセキュリティ・信頼性の向上を図っている点、またバックアップについてもしっかり検討しているという点が、介護保険システムの持続可能性確保のためにも重要な視点だと思います。

特に、10ページに、「提出通知」とか、「事業所台帳管理システムへの入力連携」とか、「受付完了・差戻し通知」という項目がありまして、これはまさにシステム化するとき、少しでも事業所の皆様の負担を軽減させるという意味で有効な方向性ですので、システムをつくったのに入力等に負荷がかかるということがないように、ぜひこの方向性を堅持していただければと思います。

なお、12ページに示されております導入スケジュールにつきまして、令和4年度下期以降、少しずつということで、私は検証しながら、慎重に丁寧に進めることを期待したいと思います。と申しますのも、以下に自治体内の調整事項を列挙していただいておりますけれども、「手数料徴収方法の見直し」とか、いわゆる「添付資料原本の提出方法の検討」など、システム化に伴う自治体内の調整が必要でございます。拙速ではいけません、できる限りシステムに合わせて調整していただかなければいけません。この意味で、先行の自治体の取組を検証していただきながら、その後に導入する自治体が、より事業者の皆様にとって負荷がかからない方向で導入していけばありがたいなと思っています。

次に、論点1の「加算の添付書類」に関して、17ページの記述に注目いたしましたので申し上げます。17ページの簡素化の項目の③のところでございます。「処遇改善加算の対応を参考に、要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出することとする対応案」について、「事業所に対する自治体の一定の懸念として、後に過誤調整があるのではないか」という指摘に注目しました。そして、「加算の届出時の不備の発生状況等の実態を把握して、不備の多い加算の種類・要件や不備の内容を明らかにした上で、不備が少ない加算については添付書類の簡素化を進めることなどを検討してはどうか」とあります。

かなり丁寧に慎重な案が示されていますけれども、私も、将来的には、ここが負担になっている点もございますので、準備はするけれども、添付すること自体の見直しが必要かなと感じています。

関連して、最後の○に、介護給付費分科会の指摘が紹介されています。すなわち、「加算が複雑で事務処理も煩雑なため、人材不足や事業の効率化の視点からも見直しを図るべき」ということです。加算というのは、事業者の皆様にとりましては、一定の事業を推進する上でのインセンティブになります。しかし、先ほど、様式例が40件に及ぶとか、自治体独自の加算があるとか、そういうことで大変複雑になっているということも明らかになったと思います。加算をして事業の質を高めていただくというために、添付書類の一定の標準化というものが求められているということも、このプロセスで明らかになったと思

ます。

すなわち、文書の簡素化を図る中から、加算の仕組みにおける煩雑さも明らかになったと。したがって、この辺りについては、今後、文書簡素化の取組の中から提案できるものを、ぜひ制度として受け止めていただければありがたいと思います。

次に、4点目、「実地指導の時期の取扱い」について申し上げます。私は、冒頭の評価の際、コロナ禍の実情を把握することが大事ではないかと申しました。その観点から、本資料には重要な指摘があり、賛同したいと思います。それは、現行の「実地指導」の名称を「個別指導」とするということです。「実地指導」というと、とにかく現場に行かなければならない言葉として受け止められます。しかし、コロナ禍の中で、必ずしも実地に確認しなくても、オンラインでできるものについてはオンラインです。めり張りをつける。だからこそ、「実地指導」という名称を「個別指導」に変える。

これは、「実地指導」をする担当者にとってだけでなく、対象者にとって一定の実現可能性がある取組だと思いますので、コロナ禍にあって介護の質を確保するために、「個別指導」がオンラインも活用し、負担を軽減するという方向になることを願っております。特に、施設サービス・居住系の事業者の皆様と、いわゆる訪問介護事業者の皆様では、「個別指導」の内容ももちろん違って当然でございますので、そうした対象に合わせた、類型に合わせた、また地域の実情に合わせた、利用者の視点に立った「個別指導」が推進されることを願っております。

このように、今回の御報告の中には、今までの懸案を解決する方向性ととも、コロナ禍の事業者の皆様、自治体の皆様の声をお聞きになって方向性を決めつつあるものもあるということで、この方向をぜひ推進していただきたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○野口委員長 清原委員、どうもありがとうございました。

事業所、自治体、利用者、またコロナ禍の中での様々な事情に配慮いただいた様々な御指摘、どうもありがとうございました。

それでは、梶田委員、お待たせいたしました。

○梶田委員 まず、インセンティブ交付金の評価指標から、かなりの自治体が取組をされたという数字が出ていますけれども、1つ気になっていますのは、例えば押印の見直しによる簡素化という部分ですね。95%ぐらいまで行っていますけれども、自治体によったら、見直しはしたけれども、一部押印が残っている。逆に、押印が残っているがために、煩雑な事務処理が要るようなことも起こってきています。

今、特に多いのは、いろいろな書類の中、指定申請や行政申請等で誓約書というものがありまして、その誓約書が大部分の自治体では印鑑が要らなくなったのですけれども、一部残っていると。それから、例えば看護職員だったり、介護福祉士の資格のコピーというものを今まで添付するケースが結構あるのですけれども、それはもう要らないです。でも、その代わり、一覧表は作成しなさい。氏名と住所、資格の番号を記載した一覧表を

作る。その一覧表には押印欄が残っていて、かえってコピーを取るほうが手間はかからないということも起こっています。その辺は、実態の把握というのをさせていただけたらと思っています。

もう一つは、電子化の問題なのですが、オンライン申請の部分で事業所と事業者とを分けて考えていただきたい。事業者の部分で、例えば法人の代表者であったり、法人の代表者の住所が変わった場合、1か所に変更申請を出せば全部が変わるとしていただくと非常に助かります。

例えば、変更届で私どもが考えられるのは、理事長の住所が変わった。そうすると、事業ごとに提出しますので、とてもじゃないけれども、段ボール1箱で足りないほどの書類ができてしまうということになります。それが電子申請であれば1か所で済む。事業所ごとになりますと、それぞれがまた申請していきますので、それぞれの事業所の手間も結構かかってしまいます。その辺は、事業所と事業者とをちょっと分けて、共通のものは共通にさせていただくと助かります。

それと、加算の問題なのですが、17ページに処遇改善加算関係の分の変更届というのが出ています。この変更届の様式というのは国様式でないで、自治体ごとで作られていたり、様式がないところもあります。今回起こってきた問題というのは、年間を通じて変更がある場合の変更届の様式と、最後、実績報告のときに計画書と違う形になってしまっていて変更する場合と、結構使い分けられているところが多くて、実績報告のときの変更、いわゆる計画と異なった部分の数値を変える作業という部分だけを特化したものが別につくられていると、事務的には非常に煩雑ではないということが分かってきました。その辺も少し検討いただけたらと思います。

それと、もう一つ、体制状況等の一覧表の問題なのですが、加算が新たに加わったり、何かの加算が取れなくなったりしたときに、この体制状況の一覧表というのを届出書とともに提出いたします。その変わった部分は、届出書の中の下欄に記載するのですが、体制状況一覧表というのは自治体によって扱いが違って、変更がされた部分だけ○印をつけて出ささいというところと、取っている加算、全ての分を記載して出ささいというところと分かれています。記載要領として一番分かりやすくなるのは、今、取っている加算は○で1なり、2なりの数値を囲む。変更になったときに◎をすると、事業所側も残す上で、何が変わったかというのが体制状況一覧表だけで分かるということもありますので、記載方法についても少し検討していただくと簡素化につながっていくと思います。

この辺の問題、非常に細かな問題なのですが、事業所数の多いところほど、今回の部分の見直しの途中段階でいろいろなことが出てきて、かえって分からなくなってしまうということも起こっています。

それと、加算の問題については、令和3年度、新たな加算、科学的介護システムの問題で結構出てきましたけれども、かなり複雑になってしまっています。それで、その加算に

よって、何が間違いかという部分を少し検証していただいたと思います。例えば、うちで30事業所ぐらいで2割3割と間違いを起こしている事業所というのが出てきていまして、過誤調整で修正をかけていますけれども、まだその間違いが分かっていない事業所もあって、そのままの状況が続いているということも考えられます。その辺で間違いが多い加算については、国からこのようなものが解釈違いですよというアナウンスがあると、過誤調整も減っていくと思いますので、それらも検討をお願いできたらと思います。

最後に、介護保険の報酬関係、指定申請関係の書類、すごく減って、印鑑もほとんどなくなりました。ただ、同じ介護保険でも、基金等の補助金の申請関係というのはほとんど手をつけられていません。ありとあらゆるところに印鑑が要って、場合によったら印鑑証明まで要求されるような補助金申請というのも残っています。その辺、次の段階として検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○野口委員長 梶田委員、どうもありがとうございました。

具体的な記載等の事務作業に焦点を当てた御指摘、どうもありがとうございました。

それでは、後藤委員、よろしく願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。2点意見を述べます。

1点目は、17ページの簡素化・標準化についてです。自治体が独自様式を作成しているものについて国が標準様式を作成し、ローカルルールをなくすことで、事務手続の効率化を推進していただきたいと思います。また、複雑な要件を見直して簡素化を進めるとともに、人員基準の要件など計算根拠が必要なものについては、解釈に誤解が生じないような様式とし、事業者・自治体双方にとって分かりやすく、要件を満たしていることを確認しやすい様式とすることが重要と考えます。

2点目です。ICT化を推進するために、参考資料にあるようなICT導入支援事業等を今後も継続していただきたいと思います。支援が活用しやすいよう、これらの申請手続についてもできる限り簡素化し、各事業所に対して情報が行き渡るよう、分かりやすく周知していただきたいと思います。

以上です。

○野口委員長 後藤委員、どうもありがとうございました。

それでは、山際委員、よろしく願いいたします。

○山際委員 よろしく願いいたします。

それでは、今日、御提案いただいた中身で、7ページの資料で文書削減が確実に進んでいるということについては、確認ができたと思っております。歓迎すべき内容だと思っておりますし、さらに進めていくということをぜひお願いしたいと思っております。

それから、その上で3点、意見を述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、9ページのオンライン申請に関わってです。当然、このICT化、オンラインの申請ということで、本来、効率化が図られる中身だと思っておりますので、ぜひきちんと進めていただければと思っております。この際、自治体と事業者、ともに効率化

が進むような中身になるような、そういう意味では適切なシステム設計をぜひお願いしたいということ。それから、運用に負荷がかかると、ここで効率化を阻害するという要因になりかねないので、その辺りもきちんと想定した上で、ぜひこのICT化を進めていただければと思っております。併せて、手数料の軽減化についてもぜひ検討いただけないかと考えています。これが1点目です。

それから、2点目ですが、17ページで、加算要件の届出の関係がありますが、特に不備が少ないものについては、ここに書かれている簡素化の方向で実施の方向にぜひ進めていただければと思っております。加算の中身についても、状況はそれぞれ異なっていると思っておりますので、状況をぜひ調査していただいて、不備が少ないものについては、こちらの簡素化の方向にすぐ進められるように検討いただければと思っております。

併せて、先ほど清原委員のほうからも御発言がありましたとおり、加算そのものが複雑化していますので、ここはこの委員会の検討事項ではないのですけれども、給付費分科会のところで、この加算が非常に多くなり、そして要件が複雑になっているということについて、ぜひ検討いただきたいということを意見として申し上げておきます。これが2点目です。

それから、3点目ですが、18ページで、様々な加算の届出に関する書類の現状ということで、資料もお出しいただいておりますが、実態とすると自治体のところで様々なローカルルールがあるということと、個別の問合せによって提出すべき書類等々が非常に多いということがありますので、ここについて標準を示していただいて、簡素化をぜひ進めていただきたいと思っております。

例えば、ここで図面提出のところなどがあるのですが、例えばある自治体では、事業所が2階建てで、2階に上がるのに車椅子の方がどうやって上がるのですかということで、階段の幅を挙証するためにメジャーで計って、そのメモリがはっきり分かる写真を添付しなさいという書類提出なども求められているという現状もあって、これはさすがにやり過ぎではないかと思っております。事業者は真面目にやっていますので、信頼していただくということを前提に考えていただいて、その上で、個別の指導であるとか監査等々で、先ほど御発言もありましたが、きちんとやられていない場合には、後でちゃんとチェック機能を働かせるということをやっていただければと思っております。

入り口のところで非常に複雑なローカルルールと様々な個別の提出書類等々を求められると、効率化に逆行する内容になりますので、ぜひそうしたところをお願いしたいと思っております。

この委員会で検討している中身は、厚労省の皆さん、非常に努力していただいていると思いますし、自治体の皆さんも非常に努力していただいていると思いますが、併せて事業者と一体となって、この効率化の取組をぜひ進めていければと考えております。

以上です。

○野口委員長 山際委員、どうもありがとうございました。

ローカルルールあるいは複雑な加算に対するさらなる検討ということで、後藤委員と同じ御意見だったと思います。

次、浅野委員、よろしく願いいたします。

○浅野委員 栃木県の浅野です。引き続き、よろしく願いいたします。自治体の立場から、何点か気づいたところを申し上げさせていただきます。

まず、システム改修なのですけれども、公表システムの中で、例えば年間報酬が100万円以下の事業所は更新が必要とされていないとか、養護老人ホームの話とか、このシステムからこぼれてしまう、こぼれてしまう可能性があると言うべきなのかもしれないのですけれども、そういうところへの対応、細かいところになるかもしれませんが、その辺は整理しておく必要があるのかなと思いました。

それから、蛇足かもしれませんが、自治体側でシステム改修が必要となる場合につきましては、予算措置とかが必要になりますので、早めのお知らせとか、可能な限り御支援をお願いできれば幸いです。これは要望です。

あと、もう一つ、資料の12ページですけれども、下のところで、添付資料原本の提出方法の検討というのがありまして、登記事項証明書。この辺で、自治体側でこういったものを取りに行くということを想定されているのかと思いますけれども、その場合に、これに伴う新たな自治体側の負担は必要ないものと考えてよろしいのかどうか。これが必要ということになりますと、また手数料はどうするのだといった検討が必要になる可能性もございますので、ここはちょっと確認させていただきたいと思います。

続きまして、様式例の整備のところ、加算についてです。添付書類につきましては、本県でも近年、国の方針に沿って大分整理を進めてきているところではあります。ただ、御説明の中でも、自治体によって様々な反応があったと伺っております。この辺は、これは届出かどうかということについては、あるいは議論の余地があるのかもしれませんが、そういうふうに割り切ってしまうのか、あるいは後になってから返還ですとか、そういった大きな問題が生じるというリスクを考えると、転ばぬ先のつえ、そういったリスク管理をしたほうがいいのかというの悩ましい問題です。

これは介護分野に限りませんが、ひとたび大きな問題が生じたときには、再発防止といったことでいろいろ考えていかなければならないこともあるので、ひょっとしたら追加の文書が必要というのは、自治体で再発防止策として考えた結果がそれであるというケースも考えられないわけじゃない。そういう意味で、慎重な反応を示す自治体が存在するというのも一定の理由があるのかなと思います。

考えてみますと、書類が増えるというのは、事業者さんにとって大変な負担だということももちろんのですけれども、チェックする自治体から言っても負担が増えるわけです。一方で、チェックの密度が薄まってくると、後で何倍も大変なことになるリスクもあるわけですから、一見、この問題というのは、行政と事業者さんと利害が対立するように見えて、実は構図が同じということがあるのかなと感じました。そういったことを考えると、

御提案いただきました事務手間とリスクをはかりにかけながら、そのバランスを考慮して進めていこうという方針は理解できるなど考えております。

最後に、実地指導のことですけれども、我が県では、現在、私どもと指導監査というセクションが異なるものですから、あらかじめ確認してみましたところ、出てくる中で、オンライン会議システムを活用した指導というものについて、実施レベルの問題として、例えば勤怠記録、タイムカードとか、そういった事業所備えつけの書類の確認なんかをしていくことを考えると、現地に行くのと比較して、例えばこれはああいう方法で、それはまた別の方法でとか、複雑になってくる可能性もあるということを考えると、真に効率化に資するのかどうかというのは、その辺にはちょっと懸念があるねということを申し上げておりました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○野口委員長 浅野委員、どうもありがとうございました。

1点だけ、浅野委員からの御質問について、スライドナンバー12の登記事項証明書等についての手数料等に関する実際の負担について、事務局から簡単にお答えいただければと思います。

○福田総務課長補佐 ありがとうございます。

こちらについては、今まで自治体としては紙で確認すれば済んでいたものが、自治体のほうで情報を確認するといった形の手続が必要になったり、一定程度、自治体様の運用の見直しというところが必要になってくると思います。そういったところも含めて、来年度上期に予定しております準備・調整の中でこういった形でできていけるのか、やっていけるのかといったところを、併せて検討させていただければと思っております。

以上です。

○野口委員長 浅野委員、よろしいでしょうか。

○浅野委員 ありがとうございます。

○野口委員長 次は、木下委員、よろしく願いいたします。

○木下委員 ありがとうございます。全老健の木下でございます。

資料をまとめていただきまして、どうもありがとうございました。これまでの事務処理で課題とされているものが非常に分かりやすくまとめられていると思えました。その中で3点、コメントさせていただきたいと思えます。

まず、資料の7ページに記載があります行政取組実態の評価です。割合で見ると市町村の実施率が低いように感じますが、市町村に監督いただいているのが地域密着サービス、総合事業など、標準様式がもともと整備されていなかったをサービスであり、その影響が大きいと感じています。その分、届出文書をチェックすること、管理することの御負担がかなり大きいのではないかと推察いたします。

一方、事業者の立場ですと、一事業でもサービスが複数ある場合、例えば老健であれば入所とショートステイと通所リハビリがあるわけですが、事事業所が1つでも、届け出先

がサービスごとに都道府県、政令指定都市、市区町村と分散することがございます。そうしますと、行政の取り組み実施率の差は、そのまま事業所側の届出の手に影響してきます。今後、より一層、文書負担軽減や標準化を促進するために、実施率が低くならざるを得ない原因の分析と、行政の負担軽減推進のための取組を、ぜひ継続していただきたいと思っております。

2点目ICT化についてです。資料の9、10ページに記載されていますが、今年度はLIFE導入がありました。これまでのいろいろな取組において気になりますのが、データの同期に関する事で、そこに不都合がないようにぜひ留意いただきたい。

届出を受付する行政の皆様は十分御存じのことですが、事業者は届出を提出後に、一部間違えていたので差し替える、ということが、多々あります。したがって、オンライン化した場合にも、一度登録したデータに取消しをかけて再登録する、という手順が必ず生じると思っています。それらのタイムラグの管理や確定データの管理というあたりが非常に難しくなってくると思っておりますので、ぜひ留意いただきたいと思っております。

また、近年、いろいろなところで問題になっていますが、資料においても、本番機の障害に備え、ミラーリングなど代替がきくようにシステムの冗長化を行うという記載があります。その点は十分備えていることと思っておりますが、介護事業所の我々もシステム化にはまだ不慣れな人間でも不慣れな人間でも瑕疵が起きないように備えていただければ大変ありがたいと思っております。

3点目です。これは簡素化・標準化に関することですが、過誤調整に関する懸念、リスクがあるということで、行政の皆様が御心配されているというまとめがあったと思っております。ただ、私どもの立場でいいますと、その懸念を本来の意味で払拭するには、そもそも事業者側のセルフチェック能力を高めることが必須と考えています。これは、先ほど遠藤委員の御発言にもあったかと思っております。

例えば、人員体制に関わる加算では勤務表の提出が求められておりますが、現在公表されている勤務表の様式でその加算の要件全てをチェックできているわけではありません。届出時に勤務表の提出を求めるか否かは一旦置いておくとしても、遠藤委員の御発言にもあったとおり、事業者側の認識の相違やセルフチェックが働くのかという懸念に対しては、誤認を最小限にとどめてセルフチェック機能を高めるために、資料23ページにありますA自治体作成の参考計算書のような、事業者のセルフチェック機能が上げられるチェックシートの整備を全国で標準化していくことを求めたいと思っております。

一方、人員不足が我々現場では喫緊の課題ですので、こういった参考計算書等の導入で事業者のセルフチェック機能が上がるのを待ち、それから文書をどんどん簡素化していきましょうという流れでは、時間がちょっとかかり過ぎるようになります。ですので、そういったセルフチェック機能を上げる取組と同時に、提出すべき届出資料を絞り込んでいく、見直しをしていくことを図るべきであると考えます。

本委員会ではこれまで、文書の簡素化・標準化でICT化を進めていくというテーマでずっ



と話し合ってきたと思っているのですが、清原委員、山際委員のご意見と同じく、そもそも報酬体系が複雑に過ぎ、報酬体系自体の簡素化は避けられないことも明確になってきたと思います。本委員会の主旨とは異なるかもしれませんが、資料の17ページでは、介護給付費分科会でもそうした御意見が過去上がったとありますので、ぜひこの点について、今後、簡素化・標準化、ICT化のための必須事項として議論を続けていただければと思います。

私からは以上です。

○野口委員長 木下委員、どうもありがとうございました。

システムに対する非常に貴重な御指摘、あるいは複数の方がおっしゃっておられますが、報酬体系の簡素化、加算様式の簡素化などについての御指摘、どうもありがとうございました。

次は、江澤委員、よろしく願いいたします。

○江澤委員 ありがとうございます。資料に沿って意見と質問をさせていただければと思います。

まず、7ページ、表の右側の全市町村の項目の取組の割合が低い傾向にございますので、その辺り、また今後ともぜひ推進していただきたいと思います。インセンティブ交付金の評価項目の組入れのみでは、実行の担保はなかなか難しいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、12ページ、当然、少しずつ着実に進めていかれることと思いますけれども、取りあえず、新たな試みでありますから、トラブルを生じることのないように、また課題があれば、その都度解決していくというスタンスでお願いしたいと思います。昨年、介護報酬改定で鳴り物入りで導入されたLIFEにおきましても、当初、想定していない様々なトラブルが生じたところでございます。また、併せて、IT化の困難な小規模事業所への支援は引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次は質問です。17ページ、対応案1に、一部の加算について、国が様式例を作成することが示されておりまして、19ページには、国が様式例を示している一覧がございしますが、現状、どれくらいの自治体がこういった国の様式例を採用して利用しているのか、データがあれば教えていただきたいと思います。なければ、後日で結構でございます。

最後に、29ページでございます。実地指導につきまして、まず、実地指導の名称を個別指導への変更は改めていただきたいと思っています。既に医療分野で個別指導というものが長年にわたり使われておりまして、現場では非常に混同しやすいということで、整合性を図っていただきたいと思っています。特に医療分野においては、患者1人当たりの報酬請求額が一定程度高い医療機関、あるいは他者から情報が出された医療機関を対象として、対面で指導を実施するものを個別指導と称しております。ある程度の狙いを定めた指導でもあり、対象となった医療機関は戦々恐々とし、大変なストレスを受けるものであり、医療業界においてはネガティブなイメージとなっておりますので、今回の実地指導とは意味合いが違うものなので、また御検討いただければと思います。

そして、①、②、③の提案がございますが、①は実地で行う指導でありますし、それから、介護保険がスタートして、もう21年間、既に実地指導という名称は十分定着しておりますので、名称変更はこの時点において不要ではないかと思っております。

続いて、①の実地指導と、②、③のオンライン指導として2回に分けることに関しまして、事業所によっては二度手間となって、そちらのやり方のほうが負担となることも想定されますので、それまでの従来のやり方と今回の①から③の新たな提案について、例えば自治体においては、どちらかを採用するのではなく、負担軽減の観点から考えると、事業所が柔軟に選択できるようにすべきではないかと思っております。

続きまして、実地指導の頻度について、原則6年に1回以上ということも示されておりますが、現場の視点から申し上げますと、できる限り頻回に、できれば年1回程度、実施していただきたいと考えております。もちろん、それが厳しい状況であるということは十分分かっておりますが、できる限り頻回にお願いできればと思っております。先ほどから加算の要件の複雑化の話もございますが、例えば事業所の誤った解釈や不注意によるケアレスミスによって報酬返還となる場合において、実地指導の期間が長くなるほど、間隔が開くほど返還金額が大きくなる可能性もあり、できれば頻回に実施していただきたいと思っております。

また、施設サービス・居住系サービスは他のサービスと区別して、3年に1回以上の頻度とすることが示されておりますが、介護報酬の給付総額は、施設サービスよりも居宅サービスのほうが多いこともありますし、全ての事業所がコンプライアンスを遵守し、健全に運営することが最大の目的であることから、サービス種別に差を設けることは、理解がなかなか難しいかなと思っております。

最後に、29ページの下に留意点が示されておりますけれども、これまでも本会議で何度か意見が出たと思いますが、実地指導において、自治体間もしくは担当者間において差異をなくしていくことも重要じゃないかと思っております。したがって、標準化に向けて、こういったきめの細かいところも引き続き検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○野口委員長 江澤委員、どうもありがとうございました。

御質問があったかと思えます。スライドナンバー17、19の事業所の利用の現状がどのくらいであるか、データがあったらお示しいただきたいということと。

あと、名称のことで、江澤委員から明確な反対があったと思えます。この点について事務局の方、御質問に答えていただくことと、何かコメントはございますでしょうか。

○福田総務課長補佐 ありがとうございます。

まず、19ページの国が様式例を示している届出事項に応じた届出書、こちらはどのぐらいの自治体が使っているのかといったこととございますが、大変申し訳ございません。データ自体はございません。ただ、今回の対応案を検討するに当たって、自治体の様式を調べている限りでは、多くの自治体がこちらの様式を使っております。一方で、多少の改変

をしているところもございますけれども、解釈を追加したり、そういったところもございましたということを御報告させていただきます。

続いて、29ページの実地指導のところにつきまして御意見を多岐にわたりいただきまして、誠にありがとうございました。いただいた御意見、御指摘を踏まえまして、通知の詳細のほうは引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

江澤委員、一応そういったお答えでよろしいでしょうか。

○江澤委員 ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございます。

濱田委員、よろしく願いいたします。

○濱田委員 どうもありがとうございます。

まずは、この間の厚生労働省様をはじめ、また各自治体、関係者の皆様の御協力によりまして、現場でも簡素化・標準化等の取組が非常に進んでいるかと思っております、厚く御礼申し上げたいと存じます。

併せまして、今回、資料12ページに出ておりますが、いわゆるICT化の電子申請の取組ということでございますけれども、先ほど遠藤委員のほうからも御意見ございましたが、自治体様の御参加がありませんと、これもなかなか進みにくいのかなという気がいたしますので、可能であれば何らかのインセンティブ、あるいは自治体様の御参加が進むような方策も必要なのかなと考えております。

また、同じく、複数の自治体で運営される場合、ワンストップでという御意見もあったかと存じますし、老人福祉法に関してもという御意見もあったかと存じます。恐らく、仕様書などももうできていっている段階かなと思っております。恐らく、内容によりましては、法人単位でひもづけをしていただいて、そして事業所があるという形になれば、共通事項などは1回の変更で済むという気もいたしますので、可能であればということですが、またどうぞご検討よろしく願いいたしたいと存じます。

併せまして、先ほど実施状況、インセンティブ交付金のところでもございましたが、簡素化・標準化が大変進んでいる中で、先ほど梶田委員のほうからも御意見ございましたけれども、以前は申請書は認印、添付書類は原本証明という内容が、申請書が実印で、登記事項証明書は原本というふうに、少し逆の方向に進んでいるケースもまれに見られるかなと思っております。先ほどの実施率等の表を拝見いたしますと、恐らくこれは一般市で時折見られる事例かなと思ったりいたしております。引き続き、都道府県の皆様とぜひ連携・御協力いただきまして、各自治体様の御協力もいただきまして、簡素化・標準化を進めていただければと存じます。

さらに、実地指導におきましても簡素化・標準化が進んできておりますが、併せて、このコロナ禍でございますので、恐らく簡素化・標準化に併せて、非接触対応の推進という

観点も可能であれば含めて進められたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○野口委員長 濱田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、橋本委員、よろしくお願いたします。

○橋本委員 ありがとうございます。

今日、お聞きして、簡素化とか標準化については、とても膨大なお仕事の量だと思って、とてもすごいなと思っております。ただ、これ以外のICT化のところと実地指導のところと2点質問させていただきたいと思えます。

ICT化のところですけれども、9ページのシステムを構築するというところで、令和3年度ということになっておりますけれども、32ページ、33ページの参考資料のところ、令和3年度ではICT化というのは全都道府県で実施されていると書かれております。補助金も出して導入していったということをされてきたかと思うのですけれども、本当に3年間の間に全都道府県で実施されているとなって、すばらしいなと思うのですけれども、これは実際、全都道府県の全事業所でこういうICT化が導入されて、どんどん活用されているのかどうかというところ。この地図で見ると全都道府県となっているのですけれども、その辺りのことをもうちょっと詳しくお聞きしたいなと思うのと。

もう一点は、先ほど江澤委員もお話しになっていたと思えますけれども、実地指導のところ、29ページ。現行の実地指導の名称を個別指導とするというのは、私もちょっと違和感があって、個別指導として、その内容を次の①～③と明確化するということなのですか。個別指導ということは、医療で言うと個別指導と集団指導があるのですけれども、そういった分け方をするのか、今は介護保険のほうでは集団指導というのはそんなになんかと思うのですけれども、名称を個別指導にする意味というか、その辺りのことをちょっとお聞きしたいなと思えます。

○野口委員長 橋本委員、どうもありがとうございます。

それでは、9ページのスライドの全都道府県でのICT化の現状についての詳細なお話。あるいは、29ページの個別指導にするという意義について事務局様のほうからお答えいただければというふうに思います。

○福田総務課長補佐 ありがとうございます。

まず最初の御質問の9ページと33ページの関係なのですけれども、こちらは別物でございます。9ページは、事業所から都道府県や市町村に指定申請をする際に、今まで紙でやっていたものを電子申請化できるように、システムを国として共通の指定申請機能を構築していきましょうというものでございます。

一方で、33ページ、32ページに記載させていただいておりますICT導入支援事業は、事業者の皆様が、こちらに書いている補助要件を満たしているICTを導入する際に、その費用を

一定補助いたしますという導入支援事業でございます、その導入支援事業の実施主体は都道府県となっております。この導入支援事業を実施する都道府県が、令和元年度から、令和2年度、令和3年度と徐々に増えてきていて、今、令和3年度では全都道府県で実施されているということでございます。

○稲葉介護保険指導室長 介護保険指導室長でございます。

2番目の実地指導の名称変更の御質問についてお答えさせていただきます。現状につきましては、介護保険の指導については、委員のほうから集団指導はやられていないという話がありましたが、規程上、集団指導と実地指導ということになってございます。そして、集団指導については、一定の場所に集めて講習等を行う状況。そして、実地指導というのは、実地で面談方式という形で、指針等についてお示しをさせていただいております。

現状からしまして、実地指導、先ほど委員の中からもお話がありましたが、当然ながら実地で面談方式ということでございますので、今回、コロナの感染症の関係がございましたが、オンライン、またいろいろな方法も検討する中で、今回の名称。実地ということはちょっと実態に合わなくなってくるので、集団に対し個別ということで切り分けるということで、個別指導ということで変更を提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○野口委員長 橋本委員、いかがでしょうか。

○橋本委員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、最初の質問のところなのですけれども、ちょっと勘違いして申し訳ありません。33ページは、全部のところそういうオンラインが入ったということではなくて、支援事業が行き届いたということですね。

○福田総務課長補佐 御理解のとおりです。

○橋本委員 ありがとうございます。分かりました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

本県から3点、ICT化と簡素化・標準化と実地指導のことについて意見を述べさせていただきます。

まず、ICT化についてです。本県では、今年、知事の年頭会見におきまして、「もっとデジタル！」というテーマで、県として各分野のデジタル化に取り組むということ、そして、その中で、持続可能な介護の実現として、介護ロボットやICTの活用を進めるということを発表してございます。その中で、電子申請につきましては、行政及び各事業所の双方の事務負担の軽減のために必要なことだと考えております。

既に、コロナ関係では、慰労金、支援金、感染対策の補助金といったものも電子申請を取り入れてきているところでございます。あと、本県の場合、コロナの感染者が事業所で発生した場合にウェブで報告していただくというシステムを構築して導入しておりまして、

だんだんICT化が進んできているという状況がございます。もちろん、ICT化のメリットというのを当県としても実感しているところでございます。

というところですが、スケジュールでございます。電子申請を積極的に進めていきたいのですけれども、今、行政のほうもコロナの対応に非常に追われておりまして、既存の申請や届出の電子化・ICT化を進めていきたいということで、自治体内の調整事項ということで出ておりますけれども、こういうところを検討していきたいのですけれども、なかなかそこに人を割けないという事情がございますので、一生懸命積極的にやっていきたいと思っておりますけれども、そうした事情があるというところもお含みおきいただきながら進めていくということに御理解いただきたいと考えております。

次に、簡素化・標準化についてでございます。論点7の様式例の整理に関してでございます。標準化の参考例の作成については、基本的に賛成でございます。ただ、添付書類の簡素化につきまして、資料にもございますが、事業所の誤った解釈による届出によって、後に過誤調整が発生するということがいろいろ実際に生じておりますので、ここについては懸念しております。

不備の発生状況の実態を把握して、不備の多い加算の種類・要件や不備の内容を明らかにしたり、不備の少ない加算については簡素化を進めるということでございますが、人員配置の状況につきましては、人員の誤りが判明する場合が多いという状況がございますので、勤務形態一覧表が必要とされている加算につきましては、勤務形態一覧表、これは事業所さん独自の様式でよいと思っておりますけれども、それについては必ず確認していくことが必要と考えております。

また、ちょっと補足させていただくと、今年の9月までの介護職員の賃上げに関する処遇改善交付金、そして10月からの報酬化で新たな加算ができるということに伴いまして、ただでさえ、現在、複雑・煩雑な処遇改善加算、特定処遇改善加算がさらに複雑になってしまったという状況がございます。処遇改善計画や実績報告につきましては、何往復も確認しなければ整わない、大変事務コストが高い手続ということを承知していただきたいと思っております。

介護給付費分科会におきましても、本県の黒岩知事が委員として要望させていただいたところでございますが、報酬改定に伴う10月からの計画は、4月に交付金の計画書を提出した場合には省略できるということですか、令和4年度の実績報告においては、10月からの新たな加算も含めて、処遇改善加算として一体としていただきたいと思っております。

また、令和5年度につきましては、これら全部、処遇改善計画として一体としていただきたいと考えております。

続きまして、実地指導等の時期についてでございます。実地指導の名称を今回、個別指導として、①介護サービスの実施状況指導、②最低基準等運営体制指導、③報酬請求指導というふうに明確化するということでございますが、各事業所に対して、①から③のいずれを行うかということについては、指定権者の裁量に任されているという理解でよろしい

でしょうか。これまで、①から③セットで実施していたところがございますが、例えば今後は事業所の状況によりましては、②、③のオンラインのみの指導で可能とするということで、①は行わないという判断があってもよいものかどうかといったことなど、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、例えば申出の際の資料を簡素化するという一方で、実地指導の際に確認すべき項目が増えるということも想定されていますが、実地指導の標準化・効率化とどのように両立させていくかということ。所要時間の短縮ですとか確認すべき項目等について、留意点が明記されるということでございますが、非常に悩ましいというところがございます。ともすれば、実地指導の効率化と逆行しかねないということがあります。実地指導の負担が増える状況になりますと、都道府県等の組織体制の問題にもつながってまいります。民間委託などを考える必要があるのかもしれないけれども、今後の方向性など、国としてのお考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、施設・居住系サービスについては、3年に1回以上の頻度で実施することが望ましいとされておりますけれども、効率化のために、老人福祉法の施設監査と介護保険実地指導の同時実施というものも提案されていらっしゃるんですが、監査の担当の部署に確認いたしましたところ、実施項目がかなり異なるために、同時実施は不可能ではないかといった指摘もございます。同時実施が難しいとなりますと、これまたかなり負担が大きくなりますので、監査の実情でそうしたことを踏まえて、さらなる検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○野口委員長 山本委員、どうもありがとうございました。

2点御質問があったと思います。スライドナンバー29の、指定権者が①～③のどれを行うか決めてよいのかという話と、実地指導、民間委託なども含めた今後の方向性があればお聞かせいただきたいということでした。

事務局様、よろしく願いいたします。

○稲葉介護保険指導室長 質問ありがとうございます。介護保険指導室長でございます。

ただいま、①から③を現状で実地指導ということで一体的に実施していただいていると思いますが、これにつきましては、基本的には6年、指定の有効期間内に1回を①から③について、現行と同じように現地に行ってやっていただいても、それは判断で構いませんし、ある一定の計画をつくっていただいて、例えば②だけをその年は重点的に確認されるとか、③についても別にまとめて、ある一定の期間を定めて確認していただく。基本的には、6年の指定の有効期間内に一通りはやっていただくということは想定してございます。

ただ、その実施方法については、事業者の状況もございまして、自治体の状況もありますので、そこは調整を図りながら、計画を立てて実施していただくということを想定してございます。

2つ目、標準化の方法等もございましたが、一番下の丸の3つ目に書いてございます標

準化・効率化については、標準的な確認文書・項目等については、既に平成元年の運用指針ということでお示しさせていただいているものでございます。これについて、全体的に臨時的に今、運営指針を定めておりますので、これを基本指針等にしっかり盛り込んで効率化を図っていただく。その面では、1つ目に書いてございますように、確認する項目、主なポイントについてお示しさせていただいておりますので、基本的にはこの方向に沿ってやっていただきたい。そうしますと、全国的なある程度の平準化あるいは時間の短縮等も図れると考えてございます。

一方、民間委託等のお話がございましたが、最下段に事務受託法人の活用ということも記載してございます。これは、既に法的な措置も取ってございますので、各自治体、これは都道府県知事が指定することになっておりますので、そうしたものを活用していただいて、各市町村がこの委託法人等を活用できるような方法も併せて検討いただければと思います。

もう一点、老人福祉法等の関係がございました。これにつきましては、昨年11月、老人福祉法に係る特養・養護の一般監査について、社会福祉法人の法人監査と整合性を合わせるために、以前は毎年1回ということでお示ししていましたが、これを3年に1回を原則とするということで見直しをしてございます。今回、介護保険の事業所につきましても、それと整合性を合わせて実施できるように、通知等の見直しを検討しているということでございます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員 ありがとうございます。

実地指導を実際に実施する際には、様々な課題とか様式上の課題、悩ましい部分がありますので、また引き続き御相談等、させていただければと思います。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、石川委員、よろしく願いいたします。

○石川委員 神奈川県秦野市の石川です。

市町村あるいは都道府県によって、いろいろなやり方があったものを、このように標準様式等をお示しいただく御苦勞は大変だったのではないかと思います。少しずつでも負担軽減につながるという点では、着実に進んでいるところを非常にうれしく思っております。

私のほうから、市町村の立場で意見を申し上げさせていただきます。

まず、標準化の部分でございますが、いろいろと提出していただく書類に補足して資料をつけていただいて、ちゃんとできているかどうかを確認しています。しかし、市町村単独で様式を作るのは難しいので、都道府県が作っているものを活用させていただいているのが現状ですので、国の方から標準化したものを示していただき、またその活用方法につ



いても、マニュアルや研修等でお示しいただけると、申請後、適切に実施できるかどうかを、チェックするとき非常に参考になると思います。

担当に確認したところ、一番苦勞するところは勤務形態一覧表の確認で、きちんと書かれている事業所もたくさんありますが、どういう形で勤務形態一覧表に書けばよいのか十分に理解できていない事業所もあります。特に新規の事業所で書類作成も初めての事業所など、提出時に何回か確認作業を行うこともあり、そこにかかなりの時間を要することがあるようで、ここの標準化に向けての取組が本当に大変だったと思います。今後も引き続きの課題にさせていただきますようお願いできたらと思っております。

次に、ICT化のウェブ入力の部分でございます。ここには、非常に期待しているところがございます。まず、入力する際に簡単なミスとか間違いがあったときに、その先に進めなくなるようなシステムで、申請前にある程度ミスが防げるような形のものがあるとよいと思います。先に進まないときに、何故先に進めないのか、解説のメッセージとかで出てくると、何が不足しているかがわかりますので、準備に必要なものが調べなくてもわかります。

実際にウェブ申請するために入力しながら必要なものを理解することができますので、申請後のチェックするときもチェック項目がある程度絞れるのかなと思います。早く導入できれば、申請する側も申請を受け付ける側も負担の軽減にもつながると思われました。

あと、先ほど申請先が複数にわたる際の負担の意見もございましたが、管理者の変更や法人の住所変更など、変更申請だけでも先行してウェブ申請ができるようになると、負担軽減につながると思いました。

最後に、実地指導の部分でございますが、現地に行つて行うものと、オンラインでもできるようなものをお示しいただいておりますが、実は市町村レベルになりますと、短期間で実地指導のノウハウを身につけなければならないところに、限界を感じております。そのため、秦野市では一部事務受託法人に委託して進めておりますが、実地指導をそれなりにやっている法人ですので、きちんと見るべきところを見てきていただけています。そのため、今後も委託を併用しながらやっていく方針を続けていきたいと考えております。

実地指導については、先程、3点セット、6年に1回という御意見もありましたけれども、秦野市では、新規の事業所につきましては、きちんと間違いなくできているかどうか、早めに実地指導を行うような体制を取っています。そこでちょっとした間違いが分かったときの過誤調整さかのぼりが短くて済みます。

実地指導3点セットが6年に1回にした場合でも、次の実地指導の間に加算の確認や、報酬改定等で加算が新たにつくられた直後など改正された部分だけでも、間違いがないかどうか、セルフチェックできるようにし、自己点検結果だけでも提出していただくなどすることで実地指導そのものはそんなに頻回に行わなくてもよくなると思います。また、2番目、3番目のオンラインのものを活用しながら適正に運営できるような形の例などもお示しいただけるといいのかなと思われました。

私からの意見は以上になりますが、将来的に、市町村あるいは指定権者のほうに提出する書類というものを極力減らすという部分で、別の分野で管理している情報、例えば事業者の認定情報とか従事者の有資格者の情報。看護職などは国家試験で登録しているので、広域的にシステムで連携が取れるような形になっていれば、国保連合会のほうに請求する際に、条件が満たされていないと請求できなくするようにするなど、指定申請をするところでその要件をチェックしなくても、きちんとやれていないと請求できないようなシステムになってくると、負担が軽減するのではないかなと思っております。

必要な情報を取り扱っている部署が多岐にわたっておりますので、情報の活用については課題もたくさんあると思いますが、せっかくICT化をしていくのであれば、横の連携の中で負担が軽減できるようにするところについても、是非御検討いただけたらと思います。

以上です。

○野口委員長 石川委員、どうもありがとうございました。

最後の御指摘、部署間の情報連携、非常に重要だと受け止めさせていただきました。

どうぞ。

○稲葉介護保険指導室長 介護保険指導室長でございます。

石川委員、1点、私の先ほどの説明が足りなかったのかもしれませんが、認識がちょっと誤っている点がございまして、説明させていただきます。実地指導につきまして、記載してございますように、有効期間内に少なくとも6年に1回以上やっていただくというところ、私が6年に1回という発言をしたがために、6年に1回だけではと受け止められたかと思いますが、基本的には、石川委員が御発言いただいたように、自治体の中でポイントを定めてやっていただく。

指定申請の直後に確認いただくというのは非常に有効だと思いますし、そういった意味でメリハリ、ポイントを絞って、指定権者で判断していただいて、事業者側と調整を図って柔軟な形でやっていただくという趣旨でございますので、あくまでも6年に1回だけやってくださいということではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○野口委員長 石川委員、いかがでしょうか。

○石川委員 すみません、6年に1回しかやってはいけないという受け取りはしておりますが、負担を軽減するという意味で回数を減らすための工夫について発言させていただきました。

以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました、井上委員、よろしく願いいたします。

○井上委員 豊島区の井上です。よろしく願いします。

意見といいますか、感想めいたことになってしまうのですが、まず最初に、様式例の整備でございます。最近の加算については様式例を示していただいているので助かる

のですけれども、昔の加算についてはないことがあるといったことで、そこについて作成してはどうかということですので、実際に簡素化・標準化というよりか、加算に対して解釈が違わないことが重要と考えておりますので、我々も様式を作成する場合には、ほかの自治体・保険者の対応の仕方をかなり参考にしながら作っているところがあります。そういった意味では、国が様式例を作成していただいたということについては、かなりメリットが大きいのかなと思っております。

その一方で、我々は指導のセクションも持っておりますので、実地指導のことについては、加算届出自体が添付文書を削減する方向になって、それはもちろんいいのですけれども、一方で、実地指導の標準化・効率化を進めるということは必要になってくるかと思っております。そういったときに、添付文書の削減によって、指導において検査する書類が増える場合、このページの下のほうに書いていただいているところなのですが、標準的に確認する項目・文書について、しっかりどのような書類を検査すべきかということをも明記していただくことは非常に重要なことかと思っておりますので、そこについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました、菊池委員、よろしくお願ひいたします。

○菊池委員 東京の奥多摩町の福祉保健課長の菊池でございます。

私のほうは、1点だけ意見を言わせていただきます。文書の標準化または簡素化につきましては、私も、本当に小規模な町村につきましてもは大変ありがたいことで、また、その中にある事業所・施設につきましても、1法人1事業所が多いということで、大変ありがたいところがございます。しかしながら、先ほど他の委員さんからも出ていますとおり、加算の複雑化、内容の複雑化ということがありまして、これをどうにかしてほしいという声が聞こえてきます。この委員会ではないということなのですが、他の委員会のほうにお話ししていただくということをしているのですが、こちらは切にお願いしたいと思ひます。

簡単ですが、私のほうは以上となります。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、江澤委員、よろしくお願ひいたします。

○江澤委員 ありがとうございます。

先ほど質問があったのですが、事務局とのやり取りで理解しましたので大丈夫なのですが、従来の実地指導と、今回の新たな提案が両者残るということで理解しましたので、その説明がありましたので、大丈夫でございます。

ちなみに、私の地元では、もう長年にわたり、毎年1回、1回の時間は6時間程度、大変入念に実地指導をしていただいております。事業者の立場としては大変ありがたいと思ひます。何よりもコンプライアンスを遵守して健全に運営するということが不可欠で

ございますので、加算の複雑化とかも今日もたくさん意見が出ておりますが、ルールはルールでございますし、それに伴う必要な負担であると考えていけないと思いません。

その中で効率化すべきところはどこなのかということも、当然重要な観点だろうと思えますので、その辺り、事業者の立場でもいろいろな考えがあると思えますので、そういったことも含みながら、各市町村プラス事業者等の中で、地域の実情も勘案しながら、今後引き続きお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

江澤委員、1点確認させていただきたいのですが、江澤委員のお立場からすると、個別指導という名称というのはちょっと疑義があるというお立場でよろしいでしょうか。

○江澤委員 ありがとうございます。

1つは、先ほどの名称につきましては、医療機関に携わっている方には個別指導というのは非常になじみのある言葉で、先ほど申しましたように、長年にわたりまして、厚生局のほうで指定されて個別指導を受ける。そして、事前と直前に分かりますけれども、患者さんの名前を指定されて診療録を持っていく対面で行う指導でございますので、これ自体、行うことは当然だと思っておりますけれども、医療分野では長年定着した言葉であるということ。

それから、先ほど申しましたように、個別指導によって不備があると、当然報酬の返還にも結びつきますので、医療業界としては、ポジティブというよりはネガティブなイメージで定着している言葉であります。ちなみに、医療機関に年に1回行う定例は、医療監視というものが保健所により行われていて、医療監視よりは介護の実地指導のほうが当然中身も濃く、時間をかけて深掘りをしているところでございますけれども、介護のほうは全ての事業所が対象で、定例に受ける実地指導でございますので、医療分野の個別指導と混同されることが懸念されます。特に、医療法人においては、医療も介護施設も運営しているところが多々ございますので、法人内でもちょっと混乱を招いてはいけないので、先ほど申し上げた次第です。

以上でございます。

○野口委員長 ありがとうございます。

では、引き続き、当方で少し検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日のICT等の活用及び簡素化・標準化の対応案等、加算について非常に多くの御意見が出されましたが、加算の添付資料などについては、御異議なしということによりよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、長時間にわたる審議、どうもありがとうございました。

本日の審議はこれで終了したいと思います。事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて引き続き御検討いただき、取組の具体案を進めていただくようお願い申し上げます。

本日は、皆様お忙しいところ、どうもありがとうございました。

最後に、次回の専門委員会の日程について事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○日野介護保険計画課長 今日は、長時間ありがとうございました。

次回の日程につきましては、事務局より追って御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 それでは、どうもありがとうございました。